

平成 31 年度

放課後児童クラブ・降園後保育の申し込み

【問い合わせ】 こども福祉課子育て支援グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0130

■対象

市内小学生（1～6年生）および市立幼稚園に通学・通園するお子さまで、保護者や家族の方が就労、病気、介護等の理由で、放課後や降園後に子どもの養育を十分にできない家庭

■利用申し込みについて

（1）受付期間 2月20日（水）～2月28日（木）※土・日を除く

午前8時30分～午後5時15分

（2）受付場所 こども福祉課（玉造庁舎）、麻生総合窓口室、北浦総合窓口室

※2月27日（水）・28日（木）は、こども福祉課（玉造庁舎）のみ、午後6時30分まで受け付けます。

※放課後児童クラブ・降園後保育の詳細についての資料、申込書類などは随時配布します。

■必要書類等

（1）申込用紙（ホームページからもダウンロードできます。上記受付場所にもあります）

（2）保護者の就労証明書等（保護者が児童を保育することができない理由を証するもの）

※就労証明書等は、規定の用紙を用意してあります（ダウンロード可）。

※保育園等に入所申請のため、すでに就労証明書等を提出されている方は、就労証明書にその旨を記載していただく欄があります。

（3）印鑑

※（2）の就労証明書等は、勤務先等での証明に日数がかかる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

■利用者説明会

地 区	日 時	場 所
麻生	3月12日（火）午後7時～	麻生公民館 2階大ホール
北浦	3月13日（水）午後7時～	北浦公民館 1階講義室
玉造	3月14日（木）午後7時～	玉造農村環境改善センター

関東電気保安協会からの お知らせ



子どもたちや地域のためにあなたの力を 行方市人材育成講座 受講者募集

【問い合わせ】 北浦公民館 ☎0291-35-3777

公民館活動などを通して培った経験を、子どもたちのために役立ててみませんか。学校支援ボランティアをやってみたい方、大歓迎です。

本市の総合戦略書に掲げる「住みやすい地域プロジェクト」に基づく「まちづくりは人づくり」を進める上での課題や、地域人材育成のために開催します。

■期 日 3月8日（金）

■時 間 午後3時30分～午後4時30分

■場 所 北浦公民館 1階 講義室

■講 師 茨城県水戸生涯学習センター 長谷川 馨氏

■料 金 無料

詳しくは、お問い合わせください。

農業に従事している方へ 青色申告を始めましょう！

【問い合わせ】 関東農政局茨城支局 ☎029-221-2184

- 青色申告を始めましょう。
- 青色申告を行う農業者（個人・法人）は、収入保険に加入できます。
- 収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。最寄りの農業共済組合にご相談ください。



茨城郷土部隊資料保存会からのお知らせ

旧陸海軍の史料はありませんか？

茨城郷土部隊史料保存会では、戦争に関する貴重な史料の散逸を防ぐとともに、収集・保存や展示をすることによって後世に継承し、戦争の惨禍と平和の尊さを考える場を提供しています。

旧陸海軍に関する遺品や写真などの史料をお持ちの方は、下記までご連絡をお願いします。

【問い合わせ】

茨城県郷土部隊史料保存会（担当：大高） ☎029-254-3520（FAX 兼用）

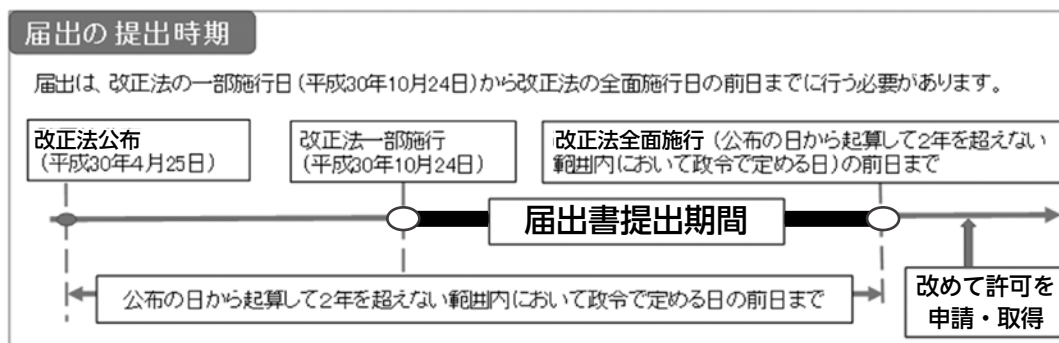
全ての古物商等は届け出が必要です

【問い合わせ】 各警察署または県警生活安全総務課 ☎029-301-0110

古物営業法が改正になり、引き続き古物営業を続ける予定の古物商等は主たる営業所等の届け出を行う必要があります。

改正法全面施行前日までに「主たる営業所等届出書」を提出しない場合、改正法全面施行後に改めて許可を申請・取得することになります。

届け出後、内容に変更があれば、再度、主たる営業所等の届け出が必要となります。



元気いばらき就職面接会（水戸会場）

【問い合わせ】茨城県労働政策課いばらき就職・生活総合支援センター ☎029-233-1576

若者や、離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。

■日 時 2月22日（金）午後1時30分～午後3時30分（受付：午後1時～）

■場 所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町 1-3-1）

※来場は、公共交通機関をご利用ください（JR 水戸駅南口から徒歩約10分）

■対象者 若年者や離職中の求職者

■参加事業所 約30社



国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

第三者行為の際は届け出を

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外）の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国民健康保険・後期高齢者医療保険の窓口へ届け出（連絡）をしてください。

●第三者行為とは

- ・交通事故（自動車事故、自転車事故）
- ・他人の犬にかまれた、他人に殴られた など

●このような場合も届け出が必要です

- ・自損事故
- ・同乗中の事故などで、相手（加害者）が家族や親戚の場合
- ・相手が不明の場合
- ・ご自身の過失が大きい場合

※相手方との取り決めや、示談をする前に届け出をしてください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費について、被保険者ご自身で負担しなければならない場合があります。示談をする場合も、必ず事前に国保年金課へ連絡してください。

●保険証が使えないとき

- ・業務上のけがや病気（労災保険の対象）

※けんかや泥酔、犯罪による傷病については保険証が使用できない場合があります。



市税の納税は納期限までに！

今月の税金

○国民健康保険税 第8期
納付期限（口座振替日）は
2月28日です。

市税の納期限を過ぎても未納のままにしている納税者には、督促状や催告書を送付し納税を促しています。それでも納税しないときには、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず財産（不動産、動産、預貯金、給与など）を差し押さえて、公売や取り立ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納税できない場合は、お早めにご連絡・ご相談ください。

市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく安心です。

手続きは、市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をお持ちください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いします。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。午後0時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。ご質問などがありましたら、茨城租税債権管理機構までご連絡ください。

◆公売日時 3月5日（火）午後1時20分～午後2時20分

◆公売場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆公売対象不動産

売却区分番号	所在	地番	地目（現況）	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
30-247	行戸字番道谷	168番1	原野	1225	1,820,000	190,000
	行戸字番匠谷	168番2	山林（畑）	4995		
	行戸字番匠谷	168番3	畑	1692		

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。締め切りは2月8日（金）です。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を茨城租税債権管理機構でご確認ください。

【問い合わせ】

茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221 FAX 029-225-1600

ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>